

第 8 期介護保険料の設定の考え方について

1 多段階設定について

第 1 号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たっては、国は、標準とする段階設定を 9 段階に設定しておりますが、保険者の判断によりその所得段階の弾力化を可能としています。また、国の標準とする段階設定のうち、第 7 段階と第 8 段階を区分する基準所得段階が 2 1 0 万円に、第 8 段階と第 9 段階を区分する基準所得段階が 3 2 0 万円とされる見通しです。

本市の第 7 期介護保険事業計画における所得段階設定は、国の標準段階を基準として、本人住民税課税層の多段階を設定し、1 5 段階としてきました。

これらのことを踏まえ、第 8 期介護保険料の段階設定については、引き続き国の標準段階を基準として、所得段階の間差が少ない段階の大きくくり化を図り、第 7 期の 1 5 段階から 1 3 段階とする予定です。

【※イメージは裏面のとおりに】

2 介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度は、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、国は各保険者において、介護給付費準備基金を適正に取り崩し、保険料上昇抑制に充てることを検討することとしています。

本市においては、現段階での令和 2 年度末における介護給付費準備基金の見込み残額が約 3 億 1 4 1 万円となっております。

なお、令和 2 年度の介護給付については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のサービスにおいて落ち込みが見られ、基金残高はさらに見込まれます。

以上のことから、第 8 期介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金の残高の状況を見ながら、その一部を取り崩し、保険料の上昇の抑制に努めます。

3 低所得者に対する保険料の軽減について

令和元年 1 0 月の消費税率の引上げに伴い、税と社会保障の一体改革の一環として、所得段階第 1 段階から第 3 段階までの介護保険料について軽減措置を講じています。

第 8 期介護保険料についても、同様の軽減措置を実施する予定です。

